

# 久米南町空き家流動化促進事業

久米南町内に所在する空き家の流動化を図るため、  
良質な住環境の再整備に要する費用の一部を助成します。



## 《購入費補助金》

- 対象者  
空き家を購入した入居者（1年を経過しない者）
- 補助金の額  
空き家の購入費用の4割（上限20万円）

## 《改修費補助金》

- 対象者
  - ・空き家を購入又は賃貸借等で使用する入居者
  - ・賃貸借等で使用させる空き家の所有者
- 補助金の額
  - ・空き家の改修費用の4割（上限50万円）
  - ・入居者が若者要件に該当すれば、上限100万円
  - ・若者要件に該当する方が、2親等以内の親族が所有する物件に入居する場合は、上限20万円。
- 補助対象経費の例
  - ・躯体、屋根、外壁等の建物本体の改修
  - ・風呂、トイレ、キッチン等住宅設備の改修
  - ・調理機器、照明器具等の建物と一体となるもの（容易に取外しできるものは設置工事のみ対象）

## 《片付け補助金》

- 対象者  
空き家バンクに物件を登録して、2年以上情報提供を行う所有者
- 補助金の額  
家財道具等の処分に要する手数料及び代行業者への委託料の4割（上限10万円）

## 【留意事項】

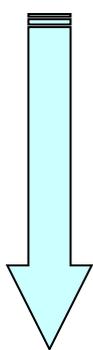
- 空き家に入居される方は、賃貸物件及びUターンの改修で5年、物件購入及び購入改修で10年以上町の住民基本台帳に記録されること。
- 空き家とは、個人が自ら居住することを目的として建築又は購入し、現に居住又は使用していない（予定のものを含む）建物とします。

## 【若者要件とは】

- 次に掲げる要件のいずれかに該当すること
- ①夫婦のどちらかが満40歳未満の方
  - ②満40歳未満の単身の方
  - ③義務教育終了前のお子さんがいる方
  - ④満55歳未満の新規就農者

## 申請手順

### 【改修及び片付けの場合】



- ①交付申請書の提出
- ②現地調査及び書類審査
- ③補助金交付決定
- ④着工及び完成
- ⑤実績報告書の提出
- ⑥現地調査及び書類審査
- ⑦補助金額の確定
- ⑧請求書の提出
- ⑨補助金の支払い

### 【購入の場合】

- ①交付申請書の提出
- ②現地調査及び書類審査
- ③補助金交付決定及び額の確定
- ④請求書の提出
- ⑤補助金の支払い



※申請に必要な様式は、町ホームページからダウンロードできます。

## 【お問い合わせ先】

久米南町 産業振興課  
〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1  
TEL：(086) 728-2134 FAX：(086) 728-2749  
E-mail：[sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp](mailto:sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp)

住宅支援機構の「フラット35」をご利用の場合、借入金利から当初5年間、年0.25%引き下げ  
詳細は→

